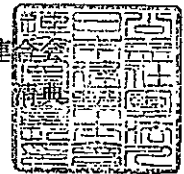




日建連発第 348号
平成24年11月6日

社団法人 日本建築士事務所協会連合会
会長 三栖 邦博 様

公益社団法人 日本建築士会連合会
会長 三井所



一級建築士のなりすまし防止策についてのご協力依頼

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会事業の推進に何かとご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、去る7月11日及び9月4日に、国交省から非一級建築士による一級建築士詐称事案が、合計12件公表されました。本事案は、偽造の免許証の写しを作成し、一級建築士になりすまして建築関係の事業所に勤務していたものです。

姉齒事件以降、消費者の建築士に対する目は厳しく、その信頼の回復は道半ばです。今般の事案は、一級建築士の資格を有する者の問題ではありませんが、建築士のイメージダウンに繋がりがかねません。厳格な国家試験に合格し、誠実に業務を行っている一級建築士にとりましては、まことに迷惑、遺憾なことです。

そこで、私たち全国の建築士会及び連合会は、係る事態の発生を未然に防ぎ、消費者の方々にご迷惑がかからないよう、私たちが現行制度の下で取組むことができることとして、下記の対策を講じることを、去る10月18日、水戸市で開催いたしました理事会(47士会長合同会議)で決定いたしました。

「都道府県の建築士会会員を中心に紙型の免許証からカード型免許証明書への変更を推進し、常にこれを保持し、その提示を推進する。」

本対策が大きな効果を発揮するためには、貴会を始め建築関連団体のご協力が欠かせません。

つきましては、本対策にご理解賜り、貴会の会員(会員事務所・会社に所属の建築士)に対しまして、カード型免許証明書への変更とその保持・提示の推進をお願い頂きますよう、ご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

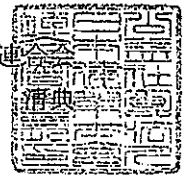


日建連発第 348号

平成24年11月6日

社団法人 日本建築家協会
会長 芦原 太郎 様

公益社団法人 日本建築士会連
会 長 三井所



一級建築士のなりすまし防止策についてのご協力依頼

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会事業の推進に何かとご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、去る7月11日及び9月4日に、国交省から非一級建築士による一級建築士詐称事案が、合計12件公表されました。本事案は、偽造の免許証の写しを作成し、一級建築士になりすまして建築関係の事業所に勤務していたものです。

姉齒事件以降、消費者の建築士に対する目は厳しく、その信頼の回復は道半ばです。今般の事案は、一級建築士の資格を有する者の問題ではありませんが、建築士のイメージダウンに繋がりがねません。厳格な国家試験に合格し、誠実に業務を行っている一級建築士にとりましては、まことに迷惑、遺憾なことです。

そこで、私たち全国の建築士会及び連合会は、係る事態の発生を未然に防ぎ、消費者の方々にご迷惑がかからないよう、私たちが現行制度の下で取組むことができることとして、下記の対策を講じることを、去る10月18日、水戸市で開催いたしました理事会(47士会長合同会議)で決定いたしました。

「都道府県の建築士会会員を中心に紙型の免許証からカード型免許証明書への変更を推進し、常にこれを保持し、その提示を推進する。」

本対策が大きな効果を発揮するためには、貴会を始め建築関連団体のご協力が欠かせません。

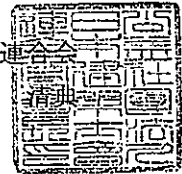
つきましては、本対策にご理解賜り、貴会の会員(会員事務所・会社に所属の建築士)に対しまして、カード型免許証明書への変更とその保持・提示の推進をお願い頂きますよう、ご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。



日建連発第 348号
平成24年11月 6日

社団法人 日本建設業連合会
会長 野村 哲也 様

公益社団法人 日本建築士会連合会
会 長 三井所



一級建築士のなりすまし防止策についてのご協力依頼

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会事業の推進に何かとご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、去る7月11日及び9月4日に、国交省から非一級建築士による一級建築士詐称事案が、合計12件公表されました。本事案は、偽造の免許証の写しを作成し、一級建築士になりすまして建築関係の事業所に勤務していたものです。

姉齒事件以降、消費者の建築士に対する目は厳しく、その信頼の回復は道半ばです。今般の事案は、一級建築士の資格を有する者の問題ではありませんが、建築士のイメージダウンに繋がりがかねません。厳格な国家試験に合格し、誠実に業務を行っている一級建築士にとりましては、まことに迷惑、遺憾なことです。

そこで、私たち全国の建築士会及び連合会は、係る事態の発生を未然に防ぎ、消費者の方々にご迷惑がかからないよう、私たちが現行制度の下で取組むことができることとして、下記の対策を講じることを、去る10月18日、水戸市で開催いたしました理事会(47士会長合同会議)で決定いたしました。

「都道府県の建築士会会員を中心に紙型の免許証からカード型免許証明書への変更を推進し、常にこれを保持し、その提示を推進する。」

本対策が大きな効果を発揮するためには、貴会を始め建築関連団体のご協力が欠かせません。

つきましては、本対策にご理解賜り、貴会の会員(会員事務所・会社に所属の建築士)に対しまして、カード型免許証明書への変更とその保持・提示の推進をお願い頂きますよう、ご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。